

公立大学法人金沢美術工芸大学予算規程

平成22年4月1日

規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大会計規則第7条の規定に基づき公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）における予算の編成と執行等に係る手続及び予算の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定める。

(予算編成方針)

第2条 理事長は、予算の編成に当たっては、中期計画に基づき毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成する。

2 理事長は、経営審議会において審議し、理事会の議を経て予算編成方針を決定する。

(予算案)

第3条 事務局長は、予算編成方針に基づき、年度計画の実施に必要な予算案を取りまとめ、理事長に提出しなければならない。

(予算の編成)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき提出された予算案を調整し、毎事業年度の開始前に経営審議会において審議し、理事会の議を経て予算を決定する。

(収入予算の確保)

第5条 事務局長は、予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第6条 事務局長は、予算の定めに基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、事務局長に対して、予算執行に関し資料の提出を求め、又は指示することができる。

(予算の流用)

第8条 事務局長は、変更して予算を執行する必要があると認めるときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

(予算の補正)

第9条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、予算を補正することができる。この場合において、あらかじめその内容について経営審議会において審議し、理事会の議を経なければならない。

2 理事長は、緊急かつやむを得ないと認めるときには、経営審議会及び理事会における審議等を省略して予算を補正することができる。この場合において、理事長は、決定した補正予算を次の経営審議会及び理事会に報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、予算を翌年度に繰り越すことができる。この場合において、あらかじめその内容について経営審議会において審議し、理事会の議を経なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。